

不利益処分の処分基準 個票

所属名：環境部清掃施設課

不利益処分の名称	一般廃棄物処理施設利用許可の取消し・中止・停止
根拠法令等の条項	豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号） 豊田市清掃工場廃棄物処理要綱 豊田市一般廃棄物処理施設利用許可の取消し等の基準に関する要綱
法令等の定め 又は概要	豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市長は、一般廃棄物処理施設利用許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。
処 分 基 準	<p>1 次のいずれかに該当するときは、一般廃棄物処理施設利用許可を取り消す。</p> <p>(1) 不正な手段による施設の利用許可の取得 不正な手段により条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者</p> <p>(2) 利用資格の喪失 条例第 3 条各号のいずれにも該当しなくなった者</p> <p>(3) 搬入禁止物の搬入 搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で合計 3 回行った者</p> <p>2 次に該当するときは、一般廃棄物処理施設利用許可を中止する。</p> <p>(1) 搬入禁止物の搬入 搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で合計 2 回行った者</p> <p>3 次のいずれかに該当するときは、一般廃棄物処理施設利用許可を停止する。</p> <p>(1) 搬入禁止物の搬入 搬入禁止物を搬入した者で、違反内容が著しく悪質であると認められたものを同一の許可の下で初めて行った者</p> <p>(2) 搬入物検査の拒否等 正当な理由なく、搬入物検査を拒否し、又は是正及び改善計画書の提出の求めに従わなかった者</p> <p>4 次のいずれかに該当する場合に、著しく悪質であると判断する。</p> <p>(1) 搬入した廃棄物のうち、搬入禁止物が全体数の過半数の割合を占めている場合</p> <p>(2) 市外（豊田市グリーン・クリーンふじの丘においてはみよし市内から搬入された場合を除く。）で発生した一般廃棄物を搬入した場合</p> <p>(3) 建設廃棄物等を一般廃棄物と偽って搬入した場合</p> <p>(4) その他市長が著しく悪質と認めた場合</p>
設 定 年 月 日	昭和 37 年 3 月 27 日（最終更新：令和 5 年 7 月 4 日）